

知立市農業委員会総会議事録

公示年月日	令和7年9月11日
招集年月日	令和7年9月24日
招集場所	知立市役所 3階 第2・3会議室
参集時間	午後2時00分、委員17名、事務局4名が参集
出席委員	農業委員：1 岡田 めぐみ 2 永田 治男 4 毛受 浩 5 杉原 敬浩 6 石原 國彦 7 鈴木 和幸 8 近藤 喜代治 9 高村 昭広 10 成瀬 廣美 11 岩堀 秀治 12 高木 芳夫 13 藤井 公人 14 岡田 均 推進委員：15 平澤 信幸 16 岡田 教孝 17 石川 勝幸 18 小野山 悅朗 計17名
事務局	事務局長=林 幸正、事務局職員=田中 美幸、篠原 美帆、松原 牧子
オブザーバー	欠席
欠席委員	3 加古 和市
開会時間	午後2時00分 開会宣言 会長：挨拶 知立市農業委員会9月総会を開催いたします。本日は加古委員からの欠席連絡があり、委員17人の出席です。 知立市農業委員会総会規則第7条の規定の定足数に達しておりますので 総会を開催します (午後2時10分)
日程第一	議事録署名委員の指名 1 岡田 めぐみ委員、4 毛受 浩委員を指名します。(会長) (午後2時10分)
日程第二	議案の審議
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について 【議案第1号議案書をもとに説明】 会長：只今事務局から議案第1号の説明を頂きました。 地元委員さんより情報ありますか。 高村委員：元々知人で以前より相談を受けていました。 父親の代でお米を作ってきており転作には関わらない耕作をしてきていましたが、父親が高齢になってきたので、息子が運営に関わり始め自分の所に研修に来ています。父はいろいろな所で土地を所有しており、知立市にも土地があるとわかりました。現況は1年放棄している状態でしたが放棄はいけないということで、このエリアは大豆を植えているエリ

議案第1号	<p>アのため委託を受け大豆を植えました。なので今回より放棄はなくなります。名義も変更したばかりですが、問題はないと思います。</p> <p>会長：只今、高村委員からこの物件、申請者について特に問題はないという発言でしたが、他に意見はありますか。</p> <p>なければこの議案第1号に関して許可して差支えないとする人は挙手してください</p> <p>委員：全員挙手</p> <p>会長：ありがとうございます。この案件につきましては許可するとします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時17分)</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>【議案第2号議案書をもとに説明】</p> <p>会長：今回の議案第2号の分家住宅の建築について、地元の委員さん他に情報ありますか。</p> <p>石川委員：今回新しく家を建てる部分の北側にはすでに家が建っています。隣が自分の所有している田んぼがあります。境界ギリギリにコンクリートできっちり建てるのではなく、草刈りができるようある程度空けてもらうようにお願いしています。南側に2m程度の用水があり、そこから出入りすることになるので、しっかりとした橋脚をかけてもらうようお願いしています。その2つをお願いしている程度で他には問題はありません。</p> <p>会長：他に意見ありますか。</p> <p>高村委員：最近の家は敷地ギリギリに1mぐらい田んぼから上がって建てるため、雨が全部田んぼに入ってくる。橋脚の周りには雨水枡があるからそこに流れるようにしてもらわないとぬかるんでしまうので、今後このような場合が増えてくるのが課題です。どうしても建物を大きく建てようとしてしまうのは仕方ないけれど何かいい対策があればと思います。</p> <p>会長：高村委員が言われたように養生するためのブロックの高さや敷地の中の雨水が田んぼに入らないようなブロックを建てるとかは申請の段階でわかりますか。</p> <p>石川委員：造成する際に業者に雨水が田んぼに入らないように、橋脚についても2m幅の用水だからしっかりとした物を作るよう伝えました。</p> <p>会長：建築の際にしっかりと伝えていくことで、この案件については問題ないと思われる方は挙手してください。</p> <p>委員：全員挙手</p> <p>会長：ありがとうございます。この案件につきましても特に問題はなしということで意見なしといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時30分)</p>
-------	---

議案第3号 議案第4号	地域計画変更に係る協議について 農業振興地域整備計画変更に係る協議について
	会長：議案3号、4号は同じ人のものなので、併せて説明をお願いします。
	【議案第3号、4号議案書をもとに説明】
	会長：只今、事務局から説明をいただきました。農業委員会としてはまず地域計画の変更について協議した後に、農振地域なので農振除外をするという2段階の協議をするというルールになっていていますのでまとめて説明をしてもらいました。地元の委員さんで何かありますか。
	小野山委員：聞き取りと現地確認をしてきました。この土地以外にないということでした。この土地のすぐそばには水源もあり用水もつながっていますので、他の土地にも迷惑はかけないので、問題ないと考えます。
	会長：問題ないということでした。他にありますか。
	岡田均委員：補足説明として、この北側が自分の土地でアグリにお願いしています。小野山委員の言うとおり、水路があるので問題はないと思います。高村委員どうですか。
	高村委員：用水は通っていますが、元々、今回の土地は水田はやっていない状態です。近くの水路や道の舗装の状態など今後の課題はある地区ですが、今回の土地に関しては問題ありません。
	会長：土地に関して問題はないということですが他にありますか。採決は2回にわけて行います。まず議案第3号地域計画変更について特に支障がないと思われる方挙手願います。
	委員：(全員挙手)
	会長：ありがとうございました。全員挙手ということで支障なしといたします。 (午後2時43分)
	会長：次に議案第4号農振除外について支障がないと思われる方は挙手願います。
	委員：全員挙手 会長：ありがとうございました。全員挙手ということで支障なしといたします。 (午後2時43分)
議案第5号	生産緑地に係る主たる従事者証明願について 【議案第5号議案書をもとに説明】
	会長：只今、事務局から説明がありました。地元の委員さん何かありますか。
	小野山委員：事務局の説明のとおり、元々1650m ² あった土地でしたが、4月の総会で750m ² を解除しました。現在、その場所にはアパートが建っており人も住んでいます。残りの部分が今回の土地ですが、先月、所有者が亡くなりましたが、従前も奥さんが耕作されていました。
	会長：今回は申出者の奥さんがもう耕作できないということで、生産緑地の解

	<p>除は問題ないという意見でしたが、他のみなさんはどうですか。特になれば、採決に入ります。申請どおり証明して差し支えないとされる方挙手してください。</p> <p>委 員：全員挙手</p> <p>会 長：ありがとうございます。では、この案件も申請どおりに証明することとします。 (午後2時49分)</p> <p>議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて</p> <p>【農業委員会の法令遵守の申し合わせについて説明】</p> <p>会 長：細かく書いてあり、次ページには過去に起きたことが書いてあり、このようなことがあってはいけないということです。農業委員会として、このとおりきちんとやっていかないといけません。私たち農業委員及び農地利用最適化推進委員は、特別職の地方公務員です。このため「信用失墜の行為の禁止」があり、その職の信用を傷つけたり、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。法令遵守による公平・公正な職務遂行、とりわけ農地制度の適正な執行に努める必要があり、先程の事例も踏まえましたとおり、今後も適正な運用をしていただきますようにここに申し合わせ・決議したことといたします。</p> <p>よろしいでしょうか。このようなことはあってはならないことですので、気を付けていきましょう。</p> <p>以上で、議案の審議は終了です。議案書には報告第1号、第2号がありますが、事前に見られてご意見ありますか。なければ、以上で本日の審議は終了します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時54分)</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況報告について（事務局） <p style="text-align: right;">(午後2時55分)</p>
閉 会 時 間	<p>午後2時58分閉会宣言</p> <p>会 長：農業委員会総会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時58分)</p>